

令和7年度9月補正予算債務負担行為の概要

事 業 名	担 当 課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市かちべ伝承館の管理運営費	農政企画課

[単位:千円]

限 度 額	期 間	財 源 内 訳				
		国	県	起 債	そ の 他	一 般 財 源
20,829	令和8年度～10年度					20,829

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市かちべ伝承館の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた鳥取市かちべ伝承館の運営における質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

指定管理者に以下の業務を委託する。

1. 施設の利用に関する業務（衛生的な農産物加工の指導、特産品加工食品の提供、利用者に対する相談助言に関する業務、利用者の安全確保に関する業務、施設の利用受付及び許可・利用料金徴収・減免に関する業務）
2. 施設及び設備の維持管理に関する業務（玄関等の開閉・施錠、清掃、設備保守及び軽微な修繕）

【これまでの関連する取組】

現指定管理者	特定非営利活動法人B・F・Oじげ（公募）					
前回債務負担額	令和3年度～令和7年度	31,314千円				
指定管理料	R3	6,209千円	R4	6,426千円	R5	6,261千円
	R6	6,209千円	R7	6,209千円	計	31,314千円

【今後の取組】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは次のとおり。

1. 公募を実施。
2. 指定管理者選考委員会を開催し、指定管理者候補者の選定。
3. 12月議会で指定管理者の指定議決。
4. 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
5. 2月中に基本協定書の締結。
6. 指定管理者交代の場合、3月末までに引継ぎ。
7. 4月1日より管理開始。